

令和2年度 森町水質検査計画書ー1 森町上水道(本町地区)

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	森 町 浄 水 場															浄 水		原 水	検査の省略					
			検 査 月															1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上						
			浄 水							原 水																
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査															●	●	●	不可					
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査															●	●	●	不可					
3	かドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																●	●	不可					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																□	●	可					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																●	●	不可					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	不可					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(海水を原水とする場合は不可)					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)					
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回																●	●	不可					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																□	●	可					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査															○		●	不可					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□	●	可					
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)					
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□省略1年1回	●	可					
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																□省略1年1回	●	可					
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																○	●	不可					
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌(指標菌検査)	検出されないこと	原水1年12回検査															●	●	●	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌					
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																●	●	H2O大腸菌定量検査により検出あり。					

●：検査回数の減は無し
 ○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることができる。
 △：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることができる。
 可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字台台115番地1
 浄水採取場所：茅部郡森町字鷺の木51番地

令和2年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数	検査月												1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上												
				浄水						原水																				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可		
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可		
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						●	●	●	不可		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可		
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																						□	●	●			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検																		●	●	不可		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	不可		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(海水を原水とする場合は不可)		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																							□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
25	ジプロクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
29	ジプロクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																			●	●	不可	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検																		□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検						検			検									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検																		□	●	可		
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□	●	可		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検																		△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検																		△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□省略1年1回	●	可		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																							□省略1年1回	●	可		
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																							検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌	
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																								検	検	急速濾過 濁度監視あり	

●：検査回数の減は無し
 ○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
 事業区1157林班ソ小班内
 浄水採取場所：茅部郡森町字駒ヶ岳23番地44

令和2年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数			検査月												浄水			原水									
						浄水						原水						1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	不可			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	可			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	可			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	可			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	検	●				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検			検														検	検	●	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	●	不可			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	検	□省略1年1回	可(海水を原水とする場合は不可)			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検			検													検	検	●	不可			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検			検													検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	可			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検			検													検	検	□	可			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検			検													検	検	□	可			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□	可			
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	検	△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	検	△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□省略1年1回	可			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	検	□省略1年1回	可			
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	●	不可			
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																					検	検		大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌			
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																												

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合1年に1回以上、10分の1以下の場合3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川88番地